

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 5 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、6月4日付けで「職場における積極的な検査等の実施について」をお示ししたところですが、今般、追ってお示しするとしていた内容（「初動対応における接触者」の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等）に加えて、医療従事者が常駐していない場合であっても検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室等において、「職場における積極的な検査等の実施手順」を別添のとおり改訂しております。

貴団体におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴下団体等に対し周知等の御協力をお願いします。